

## 第51類 羊毛、織獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

### 注

- 1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
  - (a) 「羊毛」とは、羊又は子羊の天然纖維をいう。
  - (b) 「織獸毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。
  - (c) 「粗獸毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獸毛以外の獸毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獸毛（第05.02項参照）及び馬毛（第05.11項参照）を除く。